

地域計画

策定年月日	令和6年3月29日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	会津若松市 (07202)
地域名 (地域内農業集落名)	湊地区 (崎川集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	109.46 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	104.11 ha
② 田の面積	104.89 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	4.57 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.86 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	10.00 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	21.08 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	12.06 ha

(備考)⑤について、実際に担う農地を特定できていないため、地域内の農業を担う者一覧の面積とは一致しない。一覧の面積は目標地図の状況に応じて更新を行う。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>■人</p> <p>○地域の認定農業者は3経営体。高齢化が進んでおり、後継者は確保されているが育成が必要となる。</p> <p>○認定農業者以外の担い手についても高齢化が進んでいる。</p> <p>■農地</p> <p>○集落の農地面積の約63%を集落内法人が耕作している。今後は集落内法人を中心に農地の集積を進め、作業効率を高めるために集約化にも取り組む必要がある。</p> <p>○田は農業法人を中心に集積が進んでいるが、畑地は所有者の高齢化が進み、維持管理が懸念されている。</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>○今後、田は集落内法人を中心に集積を進め、作業効率を上げるために集約化も進めていく。</p> <p>○認定農業者以外の担い手の方についても、継続して地域の農地を耕作していただくが、離農等で貸借が必要になった際は、集落内法人及び認定農業者への集積・集約化を原則に貸借を進めていく。</p> <p>○耕作条件の悪い畑地については、将来、離農などにより耕作が困難となることから、集落内の担い手を中心として活用方法について協議し、葉物野菜など園芸作物の作付けを検討していく。</p>
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
○現状で規模縮小・リタイアを検討している農地については農業法人が引き受けられるが、高齢化が進むにつれてその面積が大きくなることから、集落内後継者の育成を進めていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	75 %	将来の目標とする集積率	78 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
○担い手の耕作地が分散している状況であるため、農地中間管理機構及び目標地図を活用した集約化の検討を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
○集落内法人及び認定農業者へ農地を集積する。 ○集約化に向けて担い手間の協議を継続して行う。 ○集約化の目標を目標地図に取りまとめ、地図の完成度を高めるための協議を継続して行う。
(2)農地中間管理機構の活用方法
○現状、担い手との主な貸借手段が農地中間管理機構を活用した貸借であるため、今後も活用を継続していく。 ○一部の貸借において農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定を活用しているため、契約期間満了後に農地中間管理機構を活用した貸借へ移行する。
(3)基盤整備事業への取組
○田については既に基盤整備が済んでいるため不要である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
○将来の担い手となりうる集落内後継者について、集落内の担い手を中心に育成を進めていく。 ○集落内法人の従業員の高齢化も進んでいることから、後継者の育成を進めノウハウを継承していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
○農業法人を中心に担い手による集積・集約化を進めているため不要である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策

○鳥獣による農作物の被害が増加していることから、町内会や多面的機能支払活動組織と協力しながら、今後も実情に合わせて侵入防止柵の設置等の構築に向けて検討を進める。

⑦保全・管理等

○農地の保全・管理を図るため、多面的機能支払制度に集落として可能な限り継続して取り組む。
○集落内農地の全面積を担い手だけで維持管理していくことは困難であることから、集落内全員が活動に参加する組織を継続していく。
○また、多面的機能支払活動組織と集落内法人が連携しながら、小区画農地や不整形農地の維持管理なども行っていることから、今後も継続して取り組んでいく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和15年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	経営体A	水稻	70.86 ha	- ha	水稻	70.86 ha	- ha	A	規模拡大
認農	経営体B	複合経営	8.77 ha	- ha	複合経営	8.77 ha	- ha	B	
利用者	経営体C	水稻	5.61 ha	- ha	水稻	5.61 ha	- ha	C	
認農	経営体D	複合経営	4.49 ha	- ha	複合経営	4.49 ha	- ha	D	
利用者	経営体E	水稻	2.80 ha	- ha	水稻	2.80 ha	- ha	E	
利用者	経営体F	水稻	2.50 ha	- ha	水稻	2.50 ha	- ha	F	
利用者	経営体G	水稻	2.41 ha	- ha	水稻	2.41 ha	- ha	G	
利用者	経営体H	水稻	2.24 ha	- ha	水稻	2.24 ha	- ha	H	
利用者	経営体I	水稻	1.93 ha	- ha	水稻	1.93 ha	- ha	I	
利用者	経営体J	水稻	1.56 ha	- ha	水稻	1.56 ha	- ha	J	
計	10経営体		103.17 ha	0 ha		103.17 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 目標地図(別添のとおり)